



防災資器材購入補助金制度

～ 事業所も マンションも 地域の防災力に ～



申請の手引き



地域全体で
防災力を高めよう



問合せ先 板橋区 危機管理室 地域防災支援課
電話 03-3579-2158

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/069/069011.html



目 次

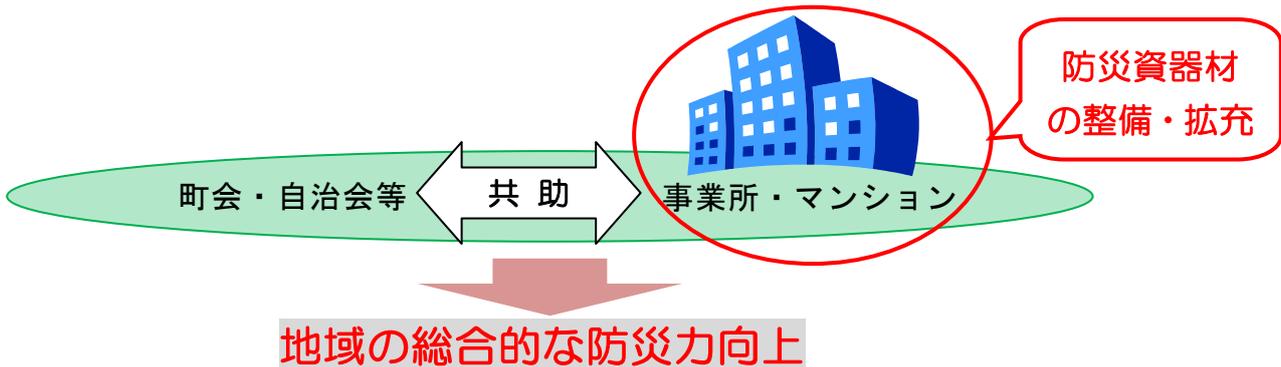
1	制度の目的・概要	1
1	1 目的	1
2	2 概要	1
2	対象となる事業所・マンション	2
■	事業所	2
■	集合住宅（マンション）	2
■	防災関係協力団体等	2
3	対象となる防災資器材	3
4	申請から補助金交付までの流れ	4
5	申請マニュアル	5
1	1 補助金申請	5
2	2 購入等の報告	9
3	3 周辺地域への公表	11
4	4 交付請求書	13
5	5 訓練実施報告	15
6	参考	17
	板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付要綱	17

1 制度の目的・概要

1 目的

首都直下地震等の大規模広域災害時には、地域の方々がお互いに助け合い、初期消火、救助活動、避難誘導等を行う「共助」がとても重要です。

本制度は、「共助」の観点から、事業所・マンションが地域住民と一体となって防災活動を実施できるように、事業所・マンションの防災資器材を整備し、地域の総合的な防災力の向上を図ることを目的としています。



2 概要

事業所・マンションの防災資器材購入費用の2分の1を補助(1,000円未満は切捨て。限度額10万円。)します。

※ 補助は、各団体1回までです。また、補助金には限りがあります。

本制度の目的から、本制度により購入した防災資器材は、周辺地域に公表し、地域の防災活動にも活用できるようにしていただく必要があります。

～ よくあるお問合わせ ～

Q 区では年間の補助金交付団体数に上限を設けていますか。

A 補助金の交付は年度単位で行い、平成27年度は100団体までを予定しています。

Q 補助金の交付回数に制限はありますか(年度内に複数回、次年度に連続など)。

A 補助金の交付は、各団体につき1回限りです。

Q すでに購入した防災資器材について、補助金の申請はできますか。

A すでに購入した防災資器材に係る補助金の申請はできません。購入前に申請書を提出してください。

Q 申請から補助金の交付決定までの期間は、どの程度かかりますか。

A 概ね1か月程度ですが、場合によっては長くなることがあります。

2 対象となる事業所・マンション

以下の要件に該当する板橋区内の事業所・マンションが、本制度の対象となります。

■ 事業所

※従業員等には、非正規従業員も含まれます。

従業員等*が50人以上（最も多い時）の事業所で、次の要件を全て満たすもの

- 1 資器材購入後、原則1年以内に防災訓練を実施できること。
- 2 防火管理者の届出がされていること。
- 3 消防計画等が整備されていること。
- 4 過去に本事業による補助金を受けていないこと。

■ 集合住宅（マンション）

地上3階以上かつ戸数30戸以上の集合住宅で、次の要件を全て満たすもの

- 1 資器材購入後、原則1年以内に防災訓練を実施できること。
- 2 自主防災組織の規約や防災計画が整備されていること。
- 3 過去に本事業による補助金を受けていないこと。

■ 防災関係協力団体等

板橋区等と防災について協力関係にあり、消防計画等が整備され、防災資器材購入後1年以内に防災訓練が実施可能な団体のうち、次のいずれかに該当するもの

- 1 町会・自治会と文書による災害時協定を締結している団体
- 2 消防団協力事業所に認定されている団体

～ よくあるお問い合わせ ～

Q 板橋区内に複数支店がありますが、支店ごとに申請できますか。

A 各支店が、補助金の交付対象事業所としての要件を満たしていれば、支店ごとに申請できます。ただし、同一の町会の区域に存する支店は、町会の区域を単位として一つの事業所とみなします。

Q 従業員等の数が50人に満たない小規模事業所が複数あるが、各事業所の従業員等の数を合算すると50人以上となる場合、これらの事業所が合同で申請することはできますか。

A 同一建物に入居している複数の事業所が、合同で防災資器材の購入を計画している場合は、従業員等の数を合算できるものとし、各事業所が補助金の交付対象事業所としての要件を満たすときは、合同で申請することができます。

なお、申請書等は、各事業所の連名としてください。

3 対象となる防災資器材

下表の防災資器材が、本制度の対象となります。

表 対象となる防災資器材

初期消火	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ など
救出	リヤカー、はしご、バール、スコップ、ハンマー のこぎり、ジャッキ、救助用ロープ、階段搬送器具 など
救護	救急セット、担架、AED、毛布 など
情報連絡	トランシーバー、メガホン など
安全保護	ヘルメット、防じんメガネ、軍手 など
備蓄	投光器、発電機、テント、ブルーシート 災害用トイレ（大人数が使用できるものに限る） など
格納庫	防災資器材を専用に保管するための格納庫（工事費用は除く）

～ よくあるお問合わせ ～

Q 食料や飲料水は、本制度の対象になりますか。

A 食料や飲料水は、本制度の対象になりません。

Q 防災資器材の消耗品は、本制度の対象になりますか。

A 防災資器材の燃料、バッテリー、電池等の消耗品は、本制度の対象になりません。

Q AEDをリースする場合のリース料は、本制度の対象になりますか。

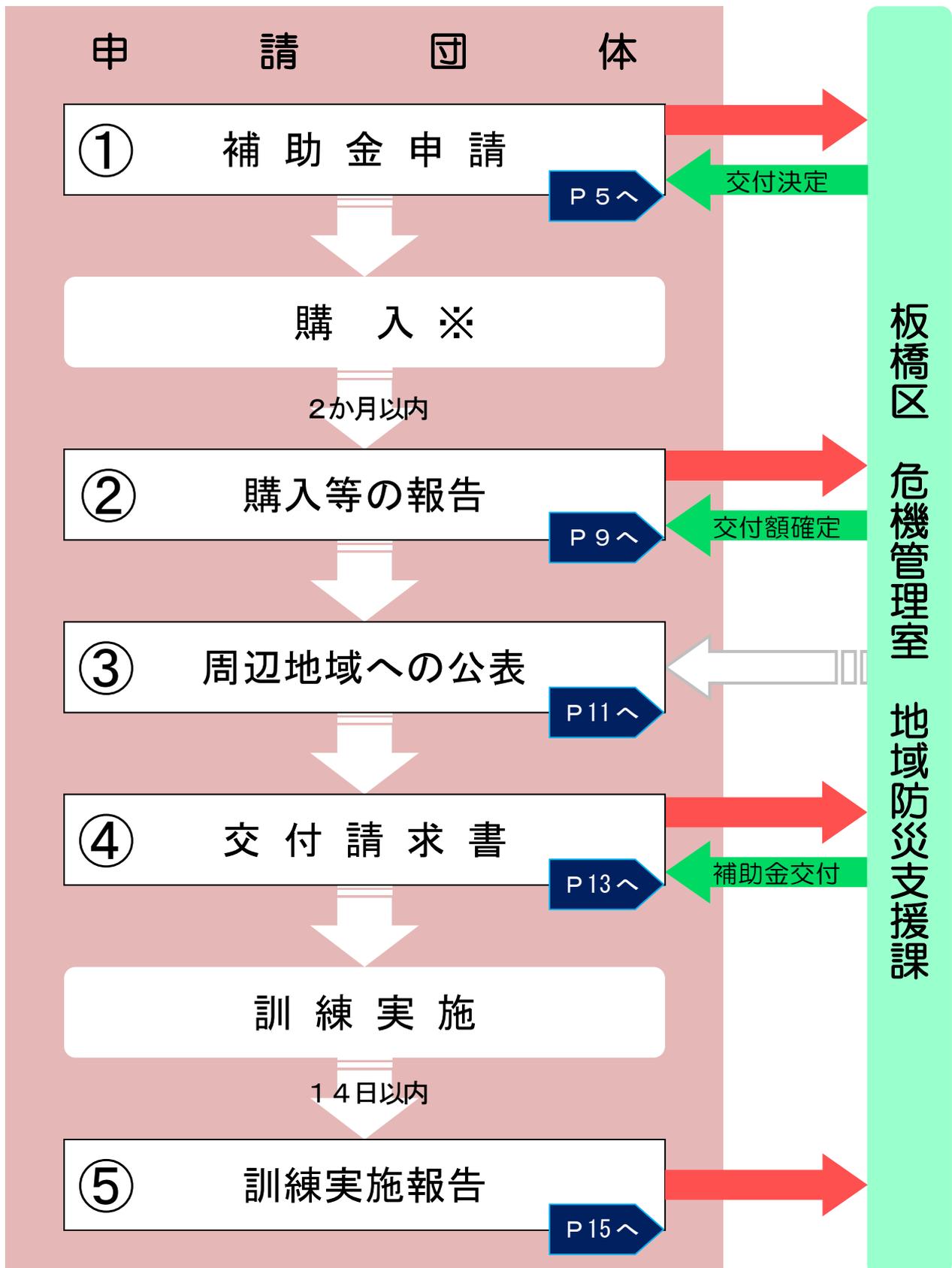
A 防災資器材のリース料金は、本制度の対象になりません。

Q すでに購入した防災資器材について、補助金の申請はできますか。

A すでに購入した防災資器材に係る補助金の申請はできません。購入前に申請書を提出してください。

4 申請から補助金交付までの流れ

※防災資器材購入後の申請はできませんので、ご注意ください。



5 申請マニュアル

① 補助金申請

補助金の交付を受けようとする各団体の代表者は、**防災資器材の購入前に**、次の書類を危機管理室地域防災支援課に提出してください。

- 板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付申請書兼誓約書（別記様式第1号）
- 補助金の対象団体であることを証明する書類〔該当するものを添付〕
 - 自主防災組織等の規約及び防災活動計画書等の写し（集合住宅）
 - 防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書の写し（事業所）
 - その他必要な書類（防災関係協力団体等）
- 防災資器材購入計画書（別記様式第2号）
- 購入を計画している防災資器材の名称・形状・仕様等がわかる資料
- 購入を計画している防災資器材の見積書の写し
- 防災訓練実施計画書（別記様式第10号）

区の審査後、補助金の交付・不交付の決定通知書が申請者宛てに通知されます（申請日から概ね1か月程度です）。

～ よくあるお問合わせ ～

Q すでに購入した防災資器材について、補助金の申請はできますか。

A すでに購入した防災資器材に係る補助金の申請はできません。購入前に申請書を提出してください。

Q 申請様式は、どこで手に入りますか。

A 板橋区ホームページ（トップページ＞防犯・防災・危機管理＞防災対策＞地震への備え＞事業所及びマンションに対する防災資器材購入費用補助金制度）*からダウンロード又は地域防災支援課（板橋区役所南館4階23番窓口）で配布しています。

※ http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/069/069011.html

①-1 板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付申請書兼誓約書【記入例】

別記様式第1号（第6条関係）

平成27年5月1日

板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付申請書兼誓約書

板橋区長

法人の場合は代表者印

団体名 ●●●●●●株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●● **印**

代表者住所 板橋区●●1-2-3

代表者連絡先 03-0000-0000

当団体は、板橋区防災基本条例に規定する基本理念を尊重し、板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付要綱第6条に基づき、下記のとおり申請します。
 なお、申請内容に虚偽がなく、同意することを誓約します。

記

最大時の人数を記入します

- 1 自主防災組織構成員又は従業員等の数 75 名
- 2 購入予定総額 105,000円
- 3 補助金申請額 50,000円
- 4 購入予定時期 平成27年6月20日
- 5 同意

防災資器材購入計画書（別記様式第2）で算定した金額を記入します

- (1) 当団体は、本事業で購入した防災資器材について地域
 よう、団体名、連絡担当者名、保管場所及び防災資器材名を周辺地域に公表することについて同意します。
- (2) 当団体は、防災訓練など地域の防災活動に積極的に参加します。

- 6 添付書類
 - 別記様式第2号（防災資器材購入計画書）
 - 別記様式第10号（防災訓練実施計画書）
 - 集合住宅は、自主防災組織等の規約（総世帯数がわかるものを含む。）及び防災活動計画書等の写し、事業所は、防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書の写し
 - 購入を計画している防災資器材の概要（名称・形状・仕様等）がわかる資料及び見積書の写し

添付した書類にチェックします

①-2 防災資器材購入計画書 【記入例】

別記様式第2号（第6条関係）

平成27年5月1日

防災資器材購入計画書

板橋区長

申請書と同一になります

団体名 ●●●●●●株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●●

代表者連絡先 03-0000-0000

	名称及び型番	単価 (税込み)	数量	小計 (税込み)
購入物資 または 器材	救出・救助資器材セット R-12345	52,500	2	105,000
	1,000円未満は切り捨てとなります			合計(A) 105,000円
助成申請額 の算定方法	合計(A) × 1 / 2 = <u>50,000</u> (B) (1,000円未満切捨) 1 (B)が100,000以上の場合、補助金申請額は <u>¥100,000</u> 2 (B)が100,000未満の場合、補助金申請額は(B)			
備考				

①-3 防災訓練実施計画書 【記入例】

別記様式第10号（第6条関係）

平成27年5月1日	
板橋区長	
防災訓練実施計画書	
申請書と同一になります	
団体名	●●●●●●株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 ●● ●●
代表者連絡先	03-0000-0000
実施日時	平成27年9月1日 9時00分 から 10時00分まで
実施場所	住所 板橋区●●1-2-3 名称等 ●●●●●●株式会社 敷地内
訓練参加 予定人員	50 人
訓練概要	地震により、従業員がオフィス家具に挟まれたという想定で、社内従業員及び●●町会住民と協力し、救出活動を行う。
使用資器材等	救出・救助資器材セット
近隣町会等の 参加の有無	●●町会15名参加予定
訓練指導者	●●●●●●株式会社防火管理者
備考	

② 購入等の報告

補助金の交付決定の通知を受けましたら、申請書に記載した防災資器材を購入してください。

その後、**購入日から2か月以内に**、次の書類を危機管理室地域防災支援課に提出してください。

- 板橋区自主防災組織等防災資器材購入等報告書（別記様式第7号）
※ 購入した防災資器材以外で、地域住民に公表が可能な防災資器材等を既に保有している場合は、当該防災資器材等の概要も報告書内に記載してください。
- 購入した防災資器材の保管場所がわかる図面
- 購入した防災資器材の保管状況がわかる写真
- 領収書（宛名（団体名）、品目、数量及び金額が記載されたもの）の写し

区の審査後、補助金交付額の確定通知書が申請者宛てに通知されます。

～ よくあるお問合わせ ～

Q 防災資器材は、ネットショッピングによる購入でも構いませんか。

A 購入店舗に制限はありませんが、領収書（宛名（団体名）、品目、数量及び金額）の写しの提出が必要になりますので注意してください。

Q 本制度により購入した防災資器材の保管場所について、何か決まりはありますか。

A 本制度は「地域の防災力向上」を目的としたものであるため、大規模地震等の災害発生時には地域住民等への貸出も想定されます。したがって、災害発生時において、貴団体及び地域住民等が有効に活用しやすい場所に保管してください。

なお、AEDについては、災害等が発生していない平常時にも活用することがあることから、可能な限り施錠されていない場所に保管するように配慮してください。

Q 本制度により購入した防災資器材の保管庫は、区から配布されますか。

A 保管庫等の配布はありませんので、各団体で準備をしてください。

なお、防災資器材を専用に保管する格納庫は、防災資器材として本制度の対象になります（工事費用を除く。）。

② 板橋区自主防災組織等防災資器材購入等報告書 【記入例】

別記様式第7号（第10条関係）

平成27年6月20日

板橋区自主防災組織等防災資器材購入等報告書

申請書と同一になります

板橋区長

団体名 ●●●●●●株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●●●●

代表者住所 板橋区●●1-2-3

周辺地域の町会・自治会との連絡担当者を記入します

代表者連絡先 03-0000-0000

連絡担当者氏名 ■■ ■■

連絡担当者連絡先 03-0000-1000

平成27年6月15日付27板危地第●●号で交付された組織等防災資器材購入補助金について下記のとおり防災資器材を購入したので、購入した防災資器材の保管場所がわかる図面等の写しを添えて報告します。

交付決定通知書に記載された日付・番号を記入します

品名	単価 (税込み)	数量	小計 (税込み)	保管場所
救出・救助資器材セット	52,500	2	105,000	●●●●●●株式会社 1階 倉庫No.1
合計			105,000円	

備考
1 リヤカー ×1 (1階 倉庫No.1)
2 担架 ×2 (1階 倉庫No.1)
3 AED ×1 (1階 □ビー)

地域の防災活動に活用可能で、公表可能な防災資器材がある場合は、名称・数量・保管場所を記入します

※領収書は、宛名（団体名）、品目、数量及び金額が記載されていること。
※地域の防災活動に活用可能で地域住民に公表が可能な場合は、備考欄に当該防災資器材等の名称数量及び保管場所を記載してください。

③ 周辺地域への公表

区から申請団体が存する町会・自治会に、「団体名、連絡担当者名、連絡担当者連絡先、防災資器材名及び保管場所」を情報提供します。

申請団体は、災害等発生時の防災活動を地域住民と助け合いながらスムーズに実施できるように、あらかじめ、応援・協力体制、費用負担等について、当該町会・自治会と協定書を交わし、いざというときに備えておきましょう。

～ よくあるお問合わせ ～

Q 協定書の締結は、どのように進めればいいですか。また、協定書のひな型はありますか。

A 管轄消防署又は板橋区地域防災支援課までご相談ください。協定書の作成例も準備しています。

Q 本制度により購入したAEDには、AEDの設置を知らせる標識等を設置しなければなりませんか。

A AEDは、災害時のみならず、平常時も活用することができる資器材ですので、努めて、AEDの設置を知らせる標識等を外部から視認できる場所に設置してください。

参考 災害活動に係る相互応援協定書（例）

災害活動に関する相互応援協定書

第1条（目的）

この協定は、火災、地震その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合、〇〇株式会社〇〇事業所（以下「甲」という。）及び△△町会（以下「乙」という。）が相互に協力して、その機能を最大限に発揮し、消火、救出及び救護活動等を行うとともに被害を最小限に防止することを目的とする。

第2条（応援の範囲）

相互応援の対象となる範囲は、甲又は乙で発生した災害等により甲又は乙に被害を及ぼすおそれのあるものとする。

第3条（応援の方法）

甲又は乙で災害等が発生した場合、被応援側の責任者の要請又は応援側の責任者の状況判断により速やかに応援するものとする。

甲及び乙は、応援隊の編成等について、あらかじめ定めておくものとする。

第4条（活動体制）

応援隊は、被応援側の自衛消防隊長等の指揮に従い活動するものとする。

第5条（情報連絡の方法）

甲又は乙は、その建物等に災害等が発生した場合、別添えの連絡表により、その旨の伝達を行うものとする。

第6条（活動内容）

応援隊の活動は、避難誘導及び救護活動を主眼として行うものとする。

第7条（資器材等の提供）

甲及び乙は、被応援側からの要請または応援隊の状況判断により、必要な資器材等の提供を可能な範囲で行うものとする。

第8条（教育及び訓練）

甲及び乙の防火防災担当責任者は、それぞれの消防計画・防災計画等に基づき教育及び訓練を行うほか、緊急時の応援活動を円滑に行うため合同訓練を行うものとする。

第9条（経費の負担）

応援活動に要した経費の負担については、甲及び乙の間で別途協議するものとする。

第10条（災害補償）

訓練又は応援活動等において受傷事故が発生した場合の災害補償に係る事務処理は、当該受傷者の所属する組織で行うものとする。

第11条（連絡協議）

甲及び乙は、災害等発生時の応援対策等を検討するため、情報交換等の連絡協議を適宜行うこととする。

第12条（協議）

この協定の運用について疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙両者間において協議し決定するものとする。

第13条（協定書の保管要領）

この協定を証するために正本2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保管するものとする。

付 則 この協定は、〇〇年〇〇月〇〇日から効力を生ずる。

協定締結日 〇〇年〇〇月〇〇日

甲	事業所名	〇〇株式会社〇〇事業所	印
	職 氏名	〇 〇 〇 〇	
乙	事業所名	△△町会	印
	職 氏名	〇 〇 〇 〇	

④ 交付請求書

補助金の交付額確定の通知を受けましたら、次の書類を危機管理室地域防災支援課に提出してください。

□ 防災資器材購入補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書（別記様式第9号）

指定された金融機関の口座に補助金が振り込まれます。

④ 防災資器材購入補助金交付請求書件支払金口座振替依頼書 【記入例】

別記様式第9号（第12条関係）

平成27年8月1日

防災資器材購入補助金交付請求書兼支払金口座振替依頼書

板橋区長

申請書と同一になります

団体名 ●●●●●●株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●● 印

代表者住所 板橋区●●1-2-3

代表者連絡先 03-0000-0000

平成27年7月15日付27板危地第●●号で交付した補助金を次のとおり請求します。なお、補助金は、下記の口座

交付額確定通知書に記載された日付・番号・金額を記入します

交付請求額 50,000 円

振込口座	銀行名	●●銀行	支店名	●●支店
	口座種別	普通・当座	口座番号	00000000
	フリガナ	●●●● ●●●●		
	口座名義	●● ●●		

振り込み口座名義が、申請者と異なる場合に、記入、捺印します

委任状

記載した者を代理人と定め、防災資器材購入補助金の口座振替に

年 月 日

板橋区長 様

団体名 _____

代表者役職・氏名 _____ 印

⑤ 訓練実施報告

申請時に提出した防災訓練実施計画書に基づき、防災訓練を実施してください。
その後、**訓練実施日から14日以内に**、次の書類を危機管理室地域防災支援課に提出してください。

- 防災訓練実施結果報告書（別記様式第11号）

その後も周辺地域と連携し、定期的に防災訓練を実施しましょう。

～ よくあるお問合わせ ～

- Q 補助の要件の一つである防災訓練は、事業所（マンション）の防火管理者等を訓練指導者として、自主的に実施してもいいですか。
- A 自主的な防災訓練でも構いません。ただし、スタンドパイプでの訓練においては、消防署の立ち会い・訓練指導を受けてください（消火栓は、原則として災害時以外に使用することができないため）。
- Q 補助の要件の一つである防災訓練の実施について、事業所（マンション）で策定している消防計画に基づく自衛消防訓練を防災訓練とみなしていいですか。
- A 購入した防災資器材を活用した自衛消防訓練であれば、防災訓練としてみなしますが、地域で実施される町会・自治会の防災訓練にも参加し、地域住民との連携を図ってください。

⑤ 防災訓練実施結果報告書 【記入例】

別記様式第11号 (第13条関係)

平成27年9月2日

板橋区長

防災訓練実施結果報告書

申請書と同一になります

団体名 ●●●●●●株式会社

代表者役職・氏名 代表取締役 ●● ●●

代表者連絡先 03-0000-0000

実施日時	平成27年9月1日 9時00分 から 10時00分まで	
実施場所	住所 板橋区●●1-2-3 名称等 ●●●●●●株式会社 敷地内	
訓練参加人員	50 人	
訓練概要	地震により、従業員がオフィス家具に挟まれたという想定で、社内従業員及び●●町会住民と協力し、救出活動を行う。	
使用資器材等	救出・救助資器材セット	
近隣町会等の参加の有無	有	町会名 <u>●●町会</u> 参加人員 <u>15</u> 人
	無	
訓練指導者	●●●●●●株式会社防火管理者	
備考		

6 参考

板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模地震等の災害に備え、区内の集合住宅の自主防災組織、事業所等（以下「各団体」という。）の防災対策の向上及び地域防災力の向上を図るため、各団体が自主的に防災資器材を購入するにあたり、これに係る経費の一部を区が補助することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 災害対策基本法第2条の2第2号に規定する住民の隣保協同の精神による自発的な防災組織をいう。
- (2) 事業所 区内で事業（教育、医療その他非営利活動を含む。）を営む法人及び個人事業所をいう。
- (3) 従業員等 事業所の事業に従事する者をいう。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、別表第1に該当する各団体とする。

2 補助の回数は、各団体について一回とする。

(補助金交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、各団体の防災対策に必要な防災資器材のうち、別表第2に掲げるものを購入する経費を対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に定める補助金交付対象経費の2分の1以下（1000円未満の端数は切り捨てる。）とし、10万円を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 防災資器材の購入を計画し、補助金の交付を受けようとする各団体の代表者（以下「申請者」という。）は、予め、次の各号の書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付申請書兼誓約書（別記様式第1号）
- (2) 防災資器材購入計画書（別記様式第2号）
- (3) 防災訓練実施計画書（別記様式第10号）
- (4) その他添付書類
 - ア 自主防災組織等の規約及び防災活動計画書等の写し（集合住宅）
 - イ 防火管理者選任届出書及び消防計画作成届出書の写し（事業所）
 - ウ 購入を計画している防災資器材の名称・形状・仕様等がわかる資料
 - エ 購入を計画している防災資器材の見積書の写し

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に交付又は不交付の決定を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に、何らかの理由により申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から14日以内に、板橋区自主防災組織等防災資器材購入申請取下書（別記様式第5号）を区長に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第9条 申請者は、第7条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた後に、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付内容変更申請書（別記様式第6号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく申請があったときは、変更内容を審査し、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこれに付した条件を変更し、別記様式第3号又は別記様式第4号により、申請者に交付又は不交付の決定を通知するものとする。

(防災資器材の購入等の報告)

第10条 申請者は、第7条又は前条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受け、防災資器材を購入したときは、購入日から2か月以内に、板橋区自主防災組織等防災資器材購入等報告書（別記様式第7号）、購入した防災資器材の保管場所がわかる図面、保管状況がわかる写真及び領収書の写しを添付して、区長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第11条 区長は、前条の規定による防災資器材の購入等の報告があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、板橋区自主防災組織等防災資器材購入補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、各団体が購入した防災資器材の検査を実施することができる。

(補助金の交付及び請求)

第 12 条 申請者は、前条第 1 項の補助金交付額の確定通知を受けたときは、防災資器材購入補助金交付請求書兼支払口座振替依頼書(別記様式第 9 号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の依頼書により指定された金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(訓練実施報告)

第 13 条 申請者は、第 6 条第 3 号の防災訓練実施計画書に基づき訓練等を実施した場合は、訓練実施日から 1 4 日以内に防災訓練実施結果報告書(別記様式第 1 1 号)を区長に提出しなければならない。

(地域への公表)

第 14 条 区長は、本事業により各団体が購入した防災資器材について、広く地域住民等に周知することができる。

また、当該団体が既に保有している防災資器材等で、地域の防災活動に活用可能な防災資器材のうち、地域住民等に公表が可能なものについても同様とする。

(地域との連携)

第 15 条 各団体は、地域の防災組織等との連絡担当者を指定し、災害時だけでなく平常時から相互の協力体制を築くものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 区長は、補助金の交付を受けた申請者が、この要綱の規定に違反して虚偽その他不正の手段で補助金の交付を受けたことが判明したときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(状況報告)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、本事業の遂行状況について、区長から報告を求められたときは、速やかに報告をしなければならない。

(補則)

第 18 条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和 4 2 年区規則第 3 号)の定めるところによるほか、補助金の交付に関して必要な事項は、危機管理室長が別に定める。

別表第 1 (第 3 条関係)

集合住宅	
階数が 3 以上(居室を有しない地階を除く。)かつ戸数 30 戸以上の区内の集合住宅で、次の各号の要件を全て満たしているもの。	
(1) 防災資器材購入後、原則 1 年以内に防災訓練を実施できること。	
(2) 自主防災組織等の規約及び防災に関する活動計画等が整備されていること。	
(3) 過去に本事業による補助金を受けていないこと。	
事業所	
従業員等が 50 人以上(最も多い時)の区内の事業所で、次の各号の要件を全て満たしているもの。	
(1) 防災資器材購入後、原則 1 年以内に防災訓練を実施できること。	
(2) 防火管理者の届出がされていること。	
(3) 消防計画等が整備されていること。	
(4) 過去に本事業による補助金を受けていないこと。	
防災関係協力団体等	
区等と防災について協力関係にあり、消防計画等が整備され、防災資器材購入後 1 年以内に防災訓練が実施可能な団体のうち、次のいずれかに該当するもの。	
(1) 町会・自治会と文書による災害時協定を締結している団体。	
(2) 東京消防庁の消防団協力事業所表示証の交付を受けている団体。	
その他	
地域の防災活動に積極的に取り組んでいる団体で、区長が認めるもの。	

別表第 2 (第 4 条関係)

防災資器材購入品目一覧表	
消火用資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ など
救出・救助用資器材	リヤカー、はしご、バール、スコップ、ハンマー、のこぎり、ジャッキ、救助用ロープなど
救護用資器材	救急セット、担架、AED、毛布 など
情報連絡関係資器材	トランシーバー、メガホン など
安全保護関係資器材	ヘルメット、防じんメガネ、軍手 など
備蓄関係資器材	投光器、発電機、テント、ブルーシート、災害用トイレ(大人数が使用できるものに限る。) など
防災資器材格納庫関係	防災資器材を専用に保管するための格納庫(工事費用は除く。)
その他	区長が必要と認めたもの

別記様式第 1 号から別記様式第 1 1 号まで (略)

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。



— 板 橋 區 —